

## 支給決定

# 子育て世帯臨時特例給付金 臨時福祉給付金

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、低所得者や子育て世帯への負担を緩和するため、平成26年度に引き続き「子育て世帯臨時特例給付金」と「臨時福祉給付金」を支給します。

「子育て世帯臨時特例給付金」と「臨時福祉給付金」のどちらも対象となる場合、平成26年度は「臨時福祉給付金」しか受給できませんでしたが、平成27年度は両方の給付金を受給できます。

### 子育て世帯臨時特例給付金

▽対象 平成27年6月分の児童手当を受給する人。ただし、特例給付（児童手当の所得制限限度額以上の収入に、児童1人当たり月額5000円を支給しているもの）を受給する人は対象となりません。

▽支給額 対象児童1人に付き3000円。

▽申込 6月の「児童手当・特例給付現況届」の提出に併せて申し込み。なお、受給者が公務員の場合は、所属庁から児童手当の受給証明を受けた申請書の交付を

受け、お住まいの市町村に提出。

## 振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意を

▽国・県・市職員などが、銀行やコンビニエンスストアなどの現金自動支払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。



▽申請期間前に、「子育て世帯臨時特例給付金」や「臨時福祉給付金」の給付のため、国・県・市職員などが市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を聞くことは、絶対にありません。

▽自宅や職場などに、不審な電話がかかってきたら、市消費生活センター☎(616)1547や、最寄りの警察署へご連絡ください。

### 臨時福祉給付金

▽対象 基準日（平成27年1月1日）現在、市の住民基本台帳に登録があり、平成27年度分の市民税（均等割）が課税されない人。ただし、平成27年度分の市民税が課税される人の扶養となる人や生活保護制度の被保護者などは対象なりません。

▽支給額 対象1人に付き

6000円。

▽その他 詳しくは、臨時福祉給付金実施本部☎(632)5172へ。

**詳しく決まり次第  
改めてお知らせします**

現在、支給に向けて具体的な検討・準備を進めているところですが、申請受付時期や方法などについて詳しくは、決まり次第、広報うつのみやや市☎などでお知らせします。

▽子育て世帯臨時特例給付金実施本部☎(632)5173、臨時福祉給付金実施本部☎(632)5172



◎5月17日（第3日曜日）は「家庭の日」 未来を担う宮っ子が、心身ともに健やかに成長できるよう、「ふれあいのある家庭づくり」に取り組む日です。さわやかな風を感じる気持ちの良い季節になりましたね。今月の「家庭の日」には、家族でドライブに出掛けてみてはいかがでしょうか。緑であふれる景色に癒されながら、笑顔いっぱい「家庭の日」をお過ごしください。☎子ども未来課☎(632)2944